

令和6年度 第10回 美郷町農業委員会議事録

令和6年度 第10回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和7年2月25日（火）

9：30～10：30

場所：美郷町役場本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 鳥田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲（欠）	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 新田晋太郎委員・樋ヶ隆行委員

第2 議事

議案第1号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 令和7年度 農作業標準賃金（農作業請負金額）について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第3号 農地法第4条の届出について

第3 その他報告事項

会 長	皆さんおはようございます。何十年ぶりかの大雪が降りまして、うちらの方でも毎日雪をかいてもかいてもたまらばかりで、除雪も毎日のように上がってきて、今年は除雪費がだいぶかかるんじゃないかと、ちょっと心配しているところです。3週間ぶりに今日は陽があった多様な天気で、5日ごろからずっとなんか降ったりして、この間牛市があつて矢道の方へ行った時に、赤名を過ぎて来島のあたりから前が見えなくなるほど降って、周りはまだ6時頃だから見えないし、ずっと30キロかそこらでトロトロ行って、普段の1.5倍の時間がかかりましたけれど、帰りは帰りで赤名の方まで帰ったらそれまでは何ともなかったけれども、赤名から沢谷まで大雪で、これもまた前が見えないぐらいに降って、久しぶりにあんなに恐ろしい運転を体験しましたけれども、朝、道が凍ったりして、事故なども起きているみたいなので、多分あんなに雪は降らないと思いますけれども、やれやれというところでして、家の方においても何も仕事はないし、のんびり雪かきぐらいしか仕事がないという状態で、なるべくなら早く溶けてもらいたいと思います。我々をめぐる情勢としましては、この間農林水産省の方で、水田活用直接支払交付金の関係で、5年に1度の水張というのを今度は撤回するという事で、コロコロと変わる政策で、振舞われるのは我々農業者ばかりみたいな感じで、今まで間に今の5年に1度の水張の件で畑地化にしたりした人もかなりおられるみたいで、そういう人はもう畑地化をしたら米を作ろうとしても米は作れないですからね。畔を作るためにも畔塗り機を買ったりして、いろんな金を使ったりした人は中にはいるので、ああいうところはどういうふうに責任を取るのかなと思って、腹が立ったり、面白くないなというふうに思ったり、しっかりした方針を出して出来る方向でやってもらわないと、途中で文句が出るからといってやめるという政策だったら、もう振り回されるのは農家ばかりなので、皆さん言えるところで言うようにしてください。ちゃんとした方向性を出せということで。これは農協も一緒だと思いますけれど。国の方はしっかりと方策を出して農業者のための農業施策をだしてほしいと思っているところでございます。それでは今日は第10回目の農業委員会の総会ということです。議事録署名委員さんは6番委員さんと2番委員さんをお願いします。欠席は7番委員さんです。それでは議事に入ります。議案第1号の方から事務局の方で説明をお願いします。
-----	--

事務局	皆さんおはようございます。議事に入る前に、今回事前に議案を送っておりますが、今回報告第1号にあげております「農用地利用集積等促進計画（機構・受け手間契約）について」事前の送りました議案に議事として入れておりましたが、すでに県の方で促進計画は審議され決定しておりますので、こちらで議決を取る必要はないということでしたので、今回は報告ということに差し替えさせていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。 それでは議事に入らせていただきます。議案第1号「基盤強化法第19条 農用地利用集積計画の公告について」です。資料は2ページです。今回1件申請がありました。所在地としては宮内◎◎◎◎他計2筆、登記簿地目及び現況地目はともに田、面積は合計2,308㎡、貸付人は広島市在住の●●●●さん、借受人は宮内在住の○○○○さんです。こちらは使用賃貸借で令和7年3月から10年間です。資料を1枚めくっていただきまして場所ですが、こちら宮内2集落の方でして、大和の江の川沿いの道から宮内の方へ向かって行って、宮内の方に入って右手の方に向かって行く途中に農地が2枚あります。説明は以上です。
会長	はい、ありがとうございます。これは継続？新規？
事務局	これは継続です。
会長	更新だな。更新で引き続きされるということです。何か皆さんからご意見ありますか？こちらに詳しい人。4番委員さん、こちらはログハウスの人？●●●●さん。
4番委員	●●●●さんはログハウスの人です。
3番委員	この辺、違うところなんですけれど、青色で囲ってあるところは元々畑だったりするんです？△△△△とか、▲▲▲▲とか。
事務局	こちらは農地台帳に載っている農地です。
3番委員	農地台帳に載っている農地。もともと農地だったりもする。
会長	もともと畑だったりするかな。

3 番 委 員	航空写真で見ると山になっています。
会 長	農地台帳上はまだ農地になっている。
3 番 委 員	農地台帳上はまだ農地になっている。
事 務 局	そうですね。
会 長	かなり落としたと思うんだがな。
事 務 局	非農地判断したとしても台帳としてはまだ残っていることはあります。
会 長	はい。みなさんから意見がなければ採決に移りたいと思います。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	賛成多数で議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第2号「非農地判断について」です。資料は4ページ目です。今回3筆ほど審議をさせていただきます。所在地は吾郷◎◎◎◎他計3筆。登記簿地目及び現況地目はともに畑。面積は合計7, 134㎡。こちら所有者は吾郷在住の●●●●さんです。現地としましては資料を1枚めくってもらいまして、こちらは吾郷の栗原の一番奥の方でして、昔●●●●さんの亡くなられた旦那さんの○○○○さんが牛を飼っておられまして、その方の家の裏の畑でした。こちら現地確認の方ですけれど、資料の次のページ、6ページを開いてもらいますと、3番委員さんと11番委員さんに現地確認をしていただいております。6ページ目が下の方からの写真とさせていただきます。結構長年使っていない農地かなと思ひまして、非農地判断とさせていただきます。説明は以上です。
会 長	では現地の方を3番委員さんお願いします。

3 番 委 員	はい。現地確認を11番委員さんとさせていただいたんですけども、私たちが写っている写真ではそこまで見えないかもしれませんが、一番最初の写真は木が結構青々した感じで、春になったら木が芽吹いて農地としては使えないだろうなと思って、非農地判断させていただきました。
会 長	この農地と農地との間に土地があるが。
事 務 局	ここは原野ですね。地目は原野でした。
会 長	昔は放牧されていたよね。
12番委員	牛飼いを誰かが代わりにやるとかという話があるのでは。
会 長	そういう話もあるよね。
事 務 局	そもそも話があったのが、〇〇〇〇さんの家がこの農地の南側にあるんですけど、この農地の北の方、道の反対側に▲▲▲▲さんという方がおられて、その方が牛を飼いたいという話がありまして、〇〇〇〇さんの牛舎を改装して借りて、こちらの農地も放牧とかに使えればという話でした。去年の3月まで島根県立農業大学校の方に行っておられまして、牛を飼うという準備に入っておられます。年齢が60歳前後でしたが。結構牛を飼ったことはないんだけど、少しずつ勉強して牛を飼っていこうかなということでした。畜産としてはいい話じゃないかなと思います。
会 長	3番委員さん、ここは柵なんか張っていた？
3 番 委 員	朽ち果てた物しかなかったような。またツルが巻いてぐちゃぐちゃになるのかなと思います。
会 長	手入れをしてされるんだな。何か意見はありますか？これ向こうの竹やぶは違うの？
事 務 局	竹やぶの方は、ここの地形はカクツとなっていて、白いものが見

会 長	えますがこれは下水道の処理施設で、この奥までが農地になっています。 特にありませんか意見は。特にありませんでしたら採決を取りたいと思います。議案第2号について賛成の方の挙手をお願いします。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	挙手多数で議案第2号は承認されました。続いて議案第3号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では議案第3号「令和7年度 農作業標準賃金（農作業請負金額）について」です。資料は8ページ目です。こちらは例年2月になりますと翌年度の農作業標準賃金を農業委員会で審議いたしまして、4月以降の農作業の請負金額を決めるということにしておりますが、こちらの資料に美郷町の令和4年度からの推移と令和7年度の案を掲載しております。令和7年度としましては、令和6年度の稲刈りのコンバインの金額を1,000円上げております。こちらは令和6年2月に開催いたしました第11回農業委員会総会の議事録を見ますと、邑南町の方にできるだけ併せて方がいいんじゃないかとの意見があり、ただいっぺんに合わせるのはどうかということなので、令和6年度からこちらを1,000円ずつ上げていければという話がありましたので、令和7年度より令和6年度から1,000円上げた22,000円にしております。あとは変更はしておりません。あと一緒に川本町、邑南町、飯南町、三次市のここ3年間の推移を載せております。特に邑南町については昨年の12月の総会で令和7年分の農作業標準賃金を決められましたので、その金額を載せております。ということでご審議のほどお願いします。
会 長	はい。いろいろと意見があると思いますが、皆さん思うところを発言してください。どこに合わせればいいかだよな、邑南町は大きいし。飯南町も一枚当たりの田の面積は大きいし。川本町に合わせた方がいいくらいだ。田の面積でいくと。まあ燃料費は確かに上がっておりますが、あまり高くすると頼む人に耐えがたい気がするし。
5 番 委 員	一般作業賃金という1,000円というのは時給ですか？

会 長	時給、時給。
5 番 委 員	他は日給になっているんです。川本町とか邑南町は。
会 長	8時間でやっているんだろうな。
事 務 局	そうですね。
会 長	飯南町は時給だ。904円から1,100円。川本町は草刈り賃が安いな。特に意見はありませんか？
13番委員	美郷町内で何人ぐらい問い合わせがあるんだろうか。
会 長	去年か一昨年か、酒谷で問い合わせがあったから提供した覚えはあるが。
13番委員	酒谷は営農組合があるから下の方だろうか。
会 長	それは機械とオペレーターと米の分だったけど。まあ途中までやっていて、頼むというのは出てくるかもしれん。予定外のことが起きて。
13番委員	営農組合は規定があるからあまりないんじゃないか。
会 長	これでいいですか。そんなに高いのはないし。荒代がちょっと安いというのはあるが、飯南町はまだ安いし。
事 務 局	こちらは令和6年度なので、邑南町以外は美郷町と同じタイミングで令和7年度の審議をされているので。
会 長	その可能性はあるな。燃料代がどのように反映されるかで。コンバインも22,000円でいい具合じゃないのかなあ。
5 番 委 員	一般作業賃金というのは田と畑の事だけですか。
事 務 局	基本は田だけですね。

5 番 委 員	例えば芋堀りを手伝いに行ったというのは、これに入るんですか。
事 務 局	あくまでこれを参考にして双方で話をするので、何を基準にするというときに参考にするということです。まあいわゆる赤本（農業経営指導指針）ですよね、ちょっと改定がなかったです。私農家ではないのでなんともいえないんですけど、例えば田植の機械植とかちよつと差があるのかなと思いましたし、邑南町と比べると差があったりしますが。かといって会長が言われましたとおり、上げればいいのかというものではないので、依頼する方がそれはちよつとと言われることもあるので難しいところがあるかなと思います。
会 長	一般の会社の時給はいくらかな。かなりいつているよね。
3 番 委 員	普通の会社ならそのくらいいつてるんじゃないです？ 1, 500円ぐらいとか
会 長	そのことを思えば安いと言えば安い。多分この方がしんどいと思うな。1日8, 000円というのは安いかもしれん。ただ、多分これを使う人はあまりいないと思う。
事 務 局	問合せも1件2件ぐらいあったぐらいですかね、昨年の4月以降。
会 長	農地集積相談員さん、邑南町はこれでやっている？
農地集積相談員	この前決めました。何しろ機械代が上がっているという話がありました。
会 長	一般作業なんかでも1日8時間で8, 000円ということですか。
農地集積相談員	そういうことで。
会 長	じゃあしょうがないか、皆さんこれでいきますか。
事 務 局	すみませんひとつだけ。最近ドローンを使って農薬散布とかを邑南町は決めておられるんですけど、まだ赤本にドローンを使った農薬散布

	の単価が出てきていないので、今回あえて入れていませんので。そこはまだ時期尚早と思っております。
会 長	それはもうやっているんじゃないの。◎◎◎◎さんかな。今年はどうするの？
12番委員	今年もやってる。
会 長	去年は2,000円だったかいな。
事務局	今反当たり2,000円です。ちなみに邑南町は2,500円。ただ県が作る赤本にはまだその数値が出ていないので、何かに合わせるという基準がないとするとまだ話のテーブルにあげない方がいいと思います。
会 長	向こうの言いなりになるというか、どっちかと言えば。結局やる人の。
8番委員	反当たりいくらですか？だいたいあるじゃないですか。
会 長	それが2,500円からだそうで。
8番委員	要は頼むか頼まないか。会議してこれでよければやろうかということで。どちらかと言えば業者さん任せということ。それでも無理に高いことはない。
会 長	だか頼みたくてもできないところがあるので。うちらも山に近いところは無理みたいで。道路を挟んでいるとダメらしくて。だからドローンはあんな規定があるみたいだ。一般道は越えてはダメらしい。そりゃまたその時に、要望があればにしましょう。それでは採決を取りたいと思います。議案第3号に賛成の方の挙手をお願いします。
	(出席農業委員全員挙手)
会 長	賛成多数で議案第3号は承認されました。

事務局	こちら広報4月号に掲載と、町ホームページに掲載しますのでよろしくをお願いします。
会長	続いて報告の方ですので、事務局の方で説明をお願いします。
事務局	では報告第1号「農用地利用集積等促進計画（機構・受け手間契約）について」です。資料は9ページです。こちら2件ほど申請がありまして、まとめて説明します。所在地は宮内◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目共に田、面積は計2,790㎡。こちら宮内のほ場整備を予定しているところで、元々の所有者は宮内在住の●●●●さんですが、この方がご高齢でぼちぼち施設入所の予定になっておりまして耕作が無理ということで、宮内在住の○○○○さんに宮内▲▲▲▲を、△△△△さんに宮内△△△△を、それぞれ今一旦しまね農業振興公社へ預けている農地を借渡しするということで、令和22年12月31日までのそもそも公社が借り受けている予定の日まで使用貸借権を行うことが県の方で決まりました。場所としましては、資料を1枚はぐってもらいまして10ページ、こちら学校の校庭みたいなのところがありますが、こちらが旧宮内小学校でして、その川の向かい側の方になります。赤い方が▲▲▲▲さんが受けるところ、黄色い方が△△△△さんが受けるところです。黄色いところの隣の白い建物がありますが、これが比之宮交流センターです。そもそも所有者の●●●●さんがほ場の工事をされる間、ほっておくのもどうかということ、○○○○さんと△△△△さんが引き受けるということで話がありました。報告は以上です。
会長	結構家から離れていないかな、○○○○さんも△△△△さんも。
事務局	△△△△さんはちょっと遠いかなと。○○○○さんは近いです。
会長	○○○○さんはお寺の近くか。△△△△さんはちょっと遠いな。続いて報告第2号。
事務局	では報告第2号「利用権の終了（農用地利用集積計画）について」です。資料は11ページです。こちら2件の報告がありました。まず1件目、所在地は上野◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目は田。面積は合計1,391㎡。こちらは元々上野在住の●●●●さん

	の農地です、〇〇〇〇がしまね農業振興公社を通して借受をしていたんですが、●●●●さんの方から解約事由としまして、農地の耕作を〇〇〇〇にしてもらうのに、住居の裏の山と宅地に囲まれているため耕作条件が悪く、〇〇〇〇に管理をしてもらうのに手間がかかってしまうためということで解約をするという話がありました。 続きまして2件目ですが、九日市……他計3筆、登記簿地目現況地目共に田、面積合計3,812㎡。貸付人は福岡市在住の▲▲▲▲さん、借受人は九日市在住の△△△△さんですが、令和2年から農地の借受をしていたんですが、△△△△さんが町外へ引っ越すということで、今回利用権の合意解約をされました。 場所ですが1枚めくってもらいまして12ページ、まず1件目は上野の国道375号線の広島県境のトンネルすぐ近くに●●●●さんの家がありまして、その家の裏ですね。●●●●さんの家が真ん中ぐらいにあって、その家の裏2枚が対象の農地となっています。 続いて2件目ですが資料13ページ目、こちらの右側の方に校庭みたいなものがありますが、こちらが沢谷交流センターで、その県道向かいの農地3枚が対象の農地となっております。報告は以上です。
会 長	ありがとうございます。2件目のあとは（一社）■●●■がやるんだろうか。
事 務 局	そこまでの話は無いですね。
会 長	いい田が3枚だよな。後は何も話は無かった。
事 務 局	一応今月末までに片付けるということでした。
会 長	この下の▲▲▲▲さんの土地は何とかしてもらいたいな。道路から見えるところであるし。田を作ろうとすればできないところではないが、深かったのかな。
12番委員	どうしましょかね。（一社）■●●■の利用権設定か。
会 長	これは直接相対で？
事 務 局	はい。

会 長	何とか考えてもらいたいな。4反ぐらいあるか。何か皆さんから質問がありますか。(一社) ■■■■に何とかやってもらえればと思いますが。
1 2 番委員	近くの九日市◆◆◆◆と◇◇◇◇。□□□□さんの土地は、これは(一社) ■■■■の土地になっているのかな？
事 務 局	九日市◆◆◆◆と◇◇◇◇。ちょっと覚えてはいないんですけど。この辺にあったかなと。ちょっと離れた下の方は確かに(一社) ■■■■が何枚か。西の原ではなくて鉾谷の方は。西の原はちょっと覚えが。
会 長	ここは荒れていなかったかな。下の方は。
1 2 番委員	どうだったかいな。あの時(一社) ■■■■にするときに△△△△さんが来たから△△△△さんにとということだったけど。
会 長	ちょっと(一社) ■■■■に当たってみるかいな。
1 2 番委員	(一社) ■■■■は米を作っていない。
会 長	米を作ることもできるし。上川戸で作るという話だったし。わかりました。 続いて報告第3号。
事 務 局	では報告第3号「農地法第4条(届出)について」です。資料は14ページです。意見報告がありました。所在地は村之郷◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は田。面積は1,926㎡の農地ですけれども、このうち42㎡を農機部格納倉庫にするために届出がありました。申請者は村之郷在住の●●●●さんです。資料1枚めくってもらいまして15ページ、こちらは比之宮交流センターからちょっと邑南町方面に行ってもらいまして、村之郷1集落に入ったところでして、県道の上の方にある農地です。さらに資料を1枚めくってもらいまして16ページ、現地確認を4番委員さんと7番委員さんにしてもらっておりますが、場所としましては下の写真の奥の方に青いビニールハウスが

会 長	ありますけども、ここに農機具格納倉庫を建てるということで話がありました。報告は以上です。
事 務 局	これは田？
会 長	こちら地目は田ですけども、畑として使っておられるようです。現地確認をしたのが先週の月曜日です。雪が積もっております。
事 務 局	雪があるのが当たり前で。さっきの吾郷の栗原の方は雪がないのが。
会 長	これも同じ日に現地確認をしました。
事 務 局	同じ日？こんなに違うの。
会 長	先に村之郷に行って、その後栗原の方へ行ってきました。
事 務 局	これは家の隣になるのかな？
会 長	そうですね、位置図の上の方に茶色の屋根の建物がありますが、こちらが●●●●さんの家になります。
事 務 局	はいわかりました。報告第3号まで説明をしてもらいました。何か質問はありますか？なければ報告は終わりたいと思います。
会 長	(この後諸報告として全国農業新聞購読の願いをし、次回の総会開催日を決め、閉会した。)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 新田 晋太郎

議事録署名者 樋ヶ隆行